

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年2月27日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「（河川課）の平成18年9月1日から平成19年2月26日までの出勤簿及び同期間における年次等取得、市外・市内旅行命令簿」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年3月13日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「（1）開示する行政文書」のとおり特定した上で、次の「（2）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（3）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1） 開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）

に係る

- ア 平成18年分及び平成19年分の出勤簿
- イ 平成18年9月1日から平成19年2月26日までの間の旅行伺兼旅行命令簿

（2） 開示しないことと決定した部分（以下「本件不開示情報」という。）

- ア 年次有給休暇、特別休暇、育児休業、介護休暇及び退職に係る部分
- イ 旅行の出発地及び行き先のうち、個人の自宅住所
- ウ 証人の氏名

（3） 開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件不開示情報のうち、旅行の行き先以外の情報の開示を求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成19年5月21日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

出勤簿における白紙の部分も開示すべきである。当然、有給休暇等、また、旅行の出発地、証人の氏名の開示を求める。

2 異議申立ての理由

公務員として、当然、上記項目についても開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

に係る平成18年分及び平成19年分の出勤簿については、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する休暇情報等は職員の個人情報として保護される必要があるため、年次有給休暇、特別休暇、育児休業、介護休暇及び休職に係る情報については不開示とした。

次に、に係る平成18年9月1日から平成19年2月26日までの間の旅行併用旅行命令簿について、公務の効率性を高めるため合理的かつ適当であると判断した場合には、居住地から直ちに目的地に行くこと及び目的地から直ちに居住地に帰着することとする直行・直帰旅行が認められているが、これらの場合は、職員個人の自宅住所が出発地及び帰着地として当該文書に記載されることとなる。

また、訴訟業務に関連する旅行の場合、当該訴訟の証人の自宅へ出向いており、旅行目的として証人の氏名及び自宅住所が記載されている。

これら個人の自宅住所や証人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、不開示とした。

なお、本件不開示部分は、条例第7条第2号に係る除外規定である「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

また、公務員等に関する情報に係る除外規定である「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」についても、本件不開示部分が「その職務遂行の内容に係る情報」ではない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書のうち、出勤簿は、暦年ごとに1枚の書式となっており、「前年末日現在の勤務年数」、「法定休暇日数」、「年次休暇日数」、「前々年から前年への繰越日数」、「前年にとった休暇日数」、「本年への繰越日数」及び「職氏名」の各欄並びに1月1日から12月31日までの各日付欄及び出張等の集計欄が設けられている。各日付欄には、出勤した職員が該当日に押印するほか、出張した場合は「出張」の、職務専念義務の免除を受けた場合は「職免」の、休暇を取得した場合にはその種別に応じて「年休」等の記載がされている。

また、旅行伺兼旅行命令簿は、旅行ごとに作成され、旅行者の所属、職、氏名、旅行期間、出発地、目的地、帰着地、交通手段、用務等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等、個人に関する一切の情報をいうものである。

本件不開示情報のうち、出勤簿に記載されている年次有給休暇、特別休暇、育児休業、介護休暇及び休職に係る部分は、開示されている職員の氏名とともに、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、旅行伺兼旅行命令簿に記載されている旅行の出発地のうち個人の自宅住所及び証人の氏名についても、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報のうち、出勤簿に記載されている年次有給休暇、特別休暇、育児休業、介護休暇及び休職に係る部分は、職員たる当該個人の私生活の内容にかかわるものであって、当該個人の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとはいえないため、本号ただし書ウに掲げる情報に該当しない。また、これらの情報が、本号ただし書ア及びイに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

旅行伺兼旅行命令簿に記載されている旅行の出発地のうち個人の自宅住所については、職員の自宅住所が記載されているものであるが、職員の住所は、特定の幹部職員を除き、市販されている奈良県職員録に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに掲げる情報に該当しない。また、これらの情報は、職員たる当該個人の私生活に関

する情報であって、当該個人の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとはいえないため、本号ただし書ウに掲げる情報に該当しない。さらに、これらの情報が、本号ただし書イに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

旅行伺兼旅行命令簿に記載されている証人の氏名について、本号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 5月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年 6月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年12月 5日 (第121回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成20年 1月18日 (第122回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 2月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理